

## 第2章 本計画におけるまちづくりの課題

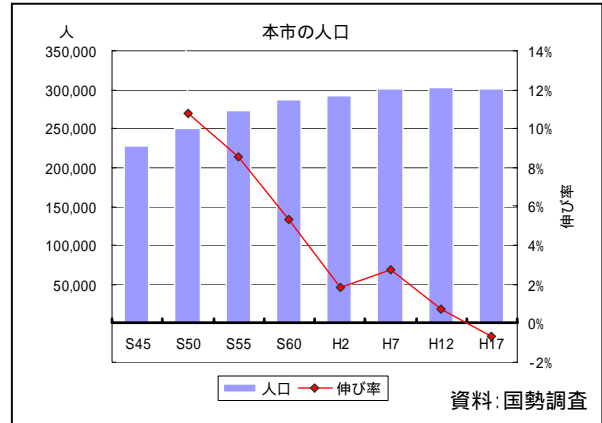
ここでは、本市の現状がどのようになっているのか、人口や産業など、まちづくりにおける重要な要素ごとの現状を把握し、まちづくりの課題を整理します。

### 1. 本市の現状と課題

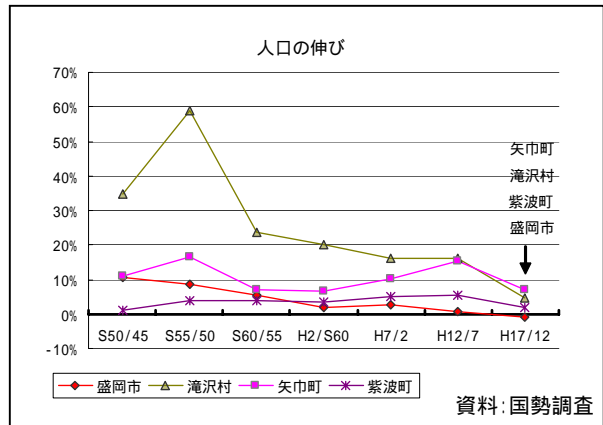
#### 1) 本市の現状

##### (1) 人口

平成 17 年国勢調査（10 月 1 日現在）によると、本市の人口は 300,746 人であり、近年は人口が減少する傾向にあります。

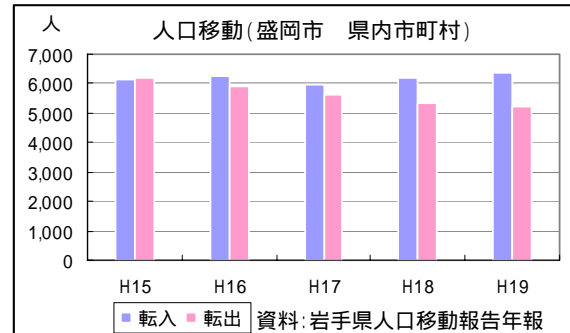
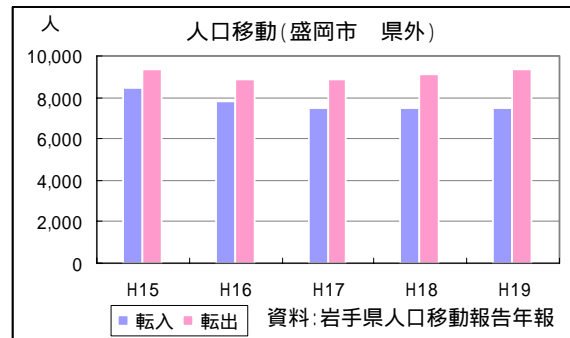


本市周辺の町村においては、これまで人口が増加してきましたが、その伸びも次第に減り、近年は緩やかに推移しています。

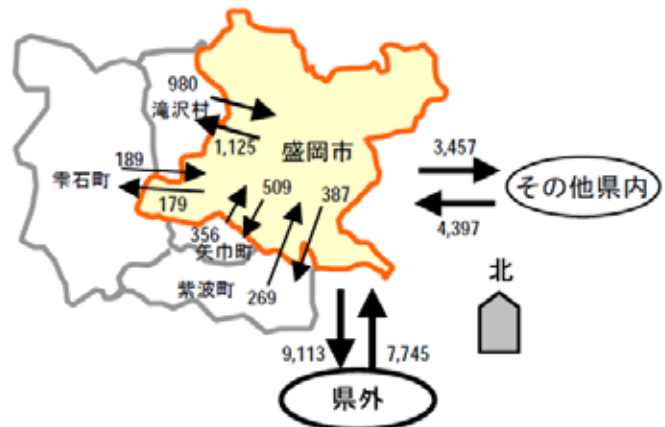


本市の人口移動に関しては、県外への転出者が転入者数を上回る「県外への転出超過」の状況にあり、近年はその傾向が強くなりつつあります。

一方、本市と県内市町村の間では、転入者数が転出者数を上回る、「市内への転入超過」の状況にあり、近年ではその傾向が強くなりつつあります。



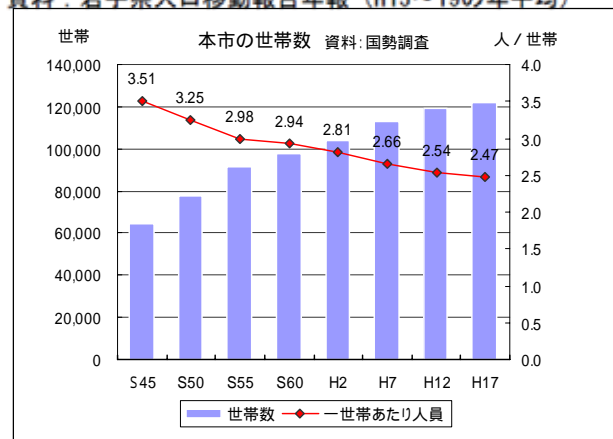
本市周辺の町村における人口移動を見ると、雫石町を除いて転出が超過する状況が続いており、滝沢村への転出者が最も多いものの、近年ではその傾向も緩やかなものとなっています。



資料：岩手県人口移動報告年報（H15～19の年平均）

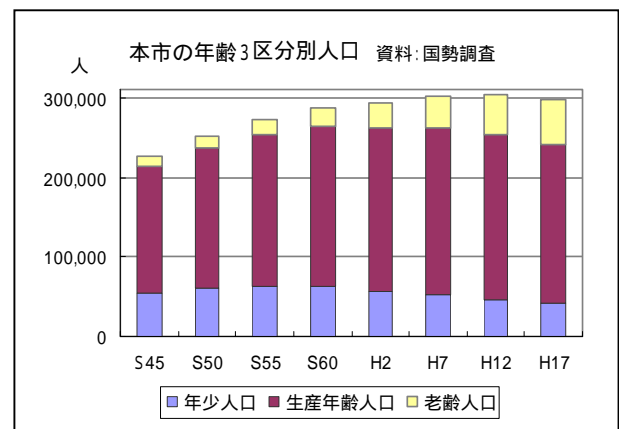
本市の世帯数は年々増加していますが、その傾向は次第に緩やかなものとなっています。

一方、一世帯あたりの人員は一貫して減少しており、平成 17 年国勢調査（10 月 1 日現在）では 2.47 人となり、引き続き世帯の小規模化が進んでいます。

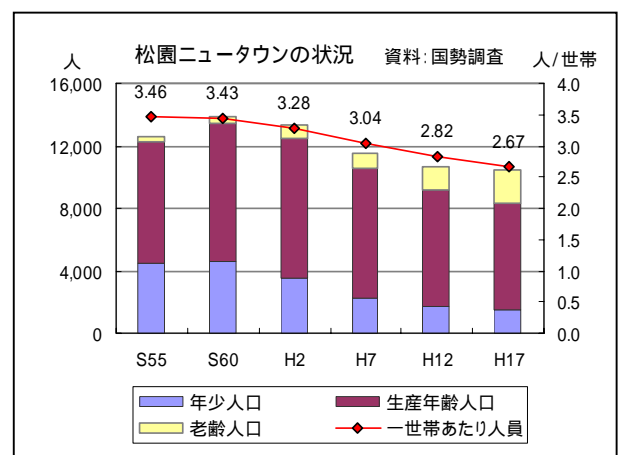


本市の人口について、年齢3区分別の人口構成の推移からは、少子高齢化が進行しているのがわかります。

なお本市の郊外において、増加する人口の受け皿として昭和 40 年代後半に開発され、大量に住宅が供給された松園ニュータウンでは、近年は人口の減少と一世帯あたりの人員の減少、並びに急速な少子高齢化が進行しています。



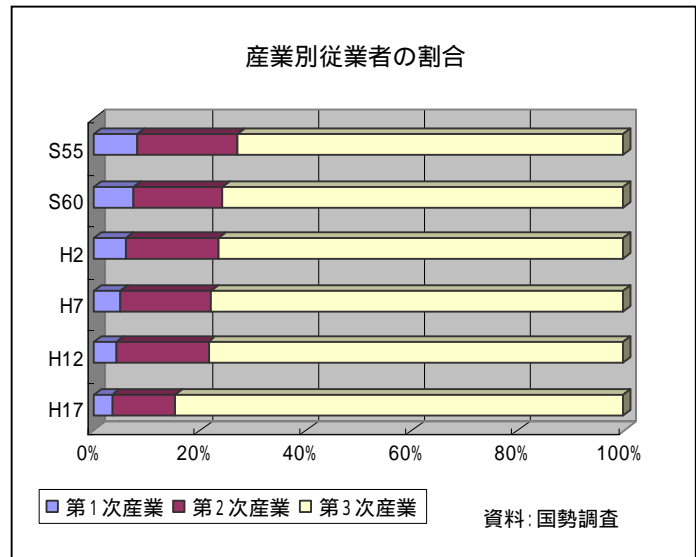
年少人口：15 歳未満  
 生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満  
 高齢人口：65 歳以上



## (2) 産業

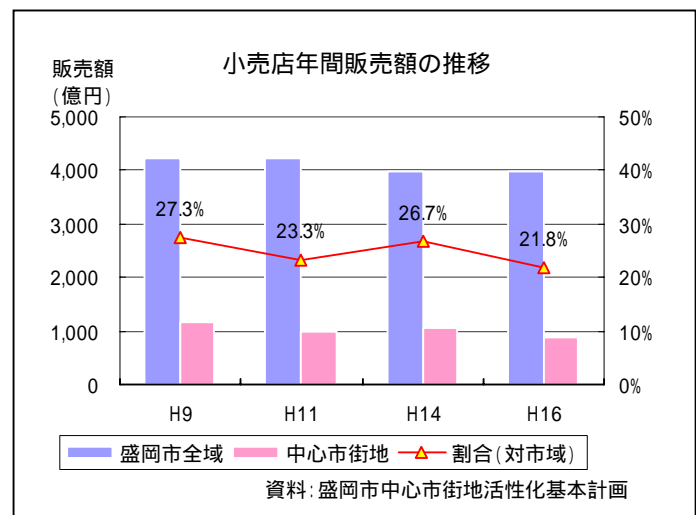
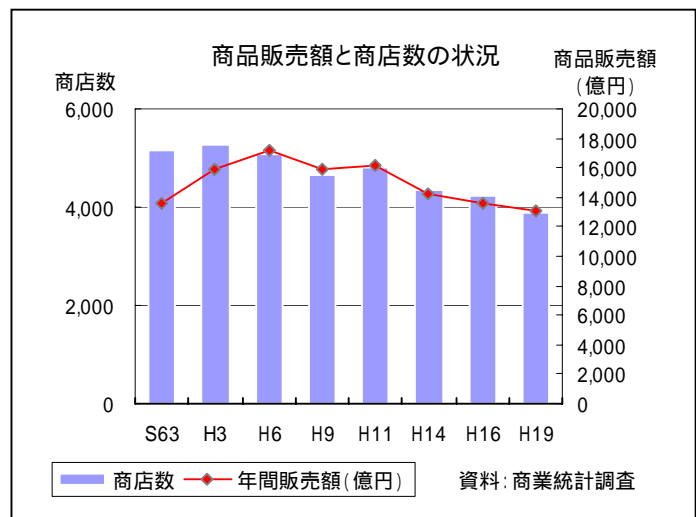
本市の産業別従業者数は，第3次産業の従業者数が全体の約80%を占め，その割合は年々増加しています。

一方，第1次産業の割合は一貫して減少を続けています。

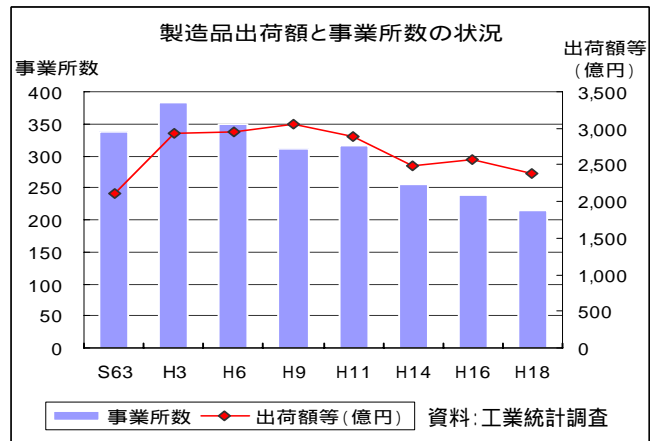


本市の商業の状況を示す商品販売額（卸・小売業の計）は減少する傾向にあり，また商店の数も減少する傾向にあります。

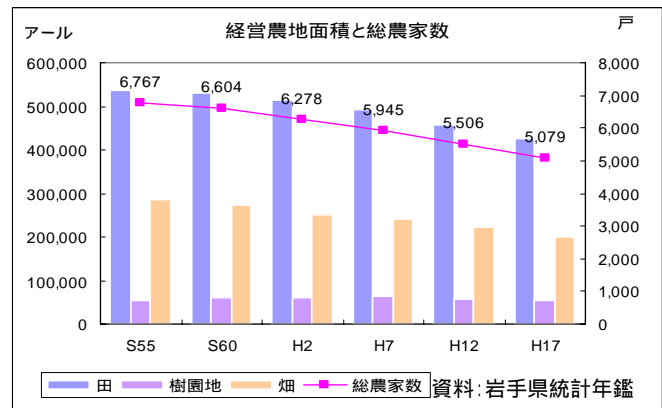
なお中心市街地活性化基本計画によると，近年大型のショッピングセンターが相次いで立地するなか，本市の顔とも言うべき中心市街地においては，小売店舗の年間販売額が減少し，また本市全域に占める中心市街地の割合も低下してきています。



本市の工業の状況を示す製造品出荷額  
については、近年は減少しています。  
さらに、事業所数も減少しています。

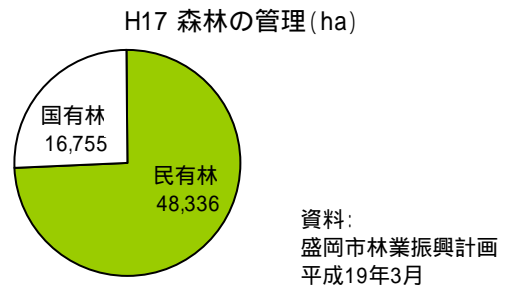
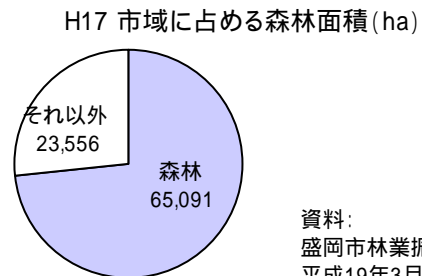


本市の農家数は減少が続いています。  
また、樹園地を除き経営農地面積も減少  
しています。



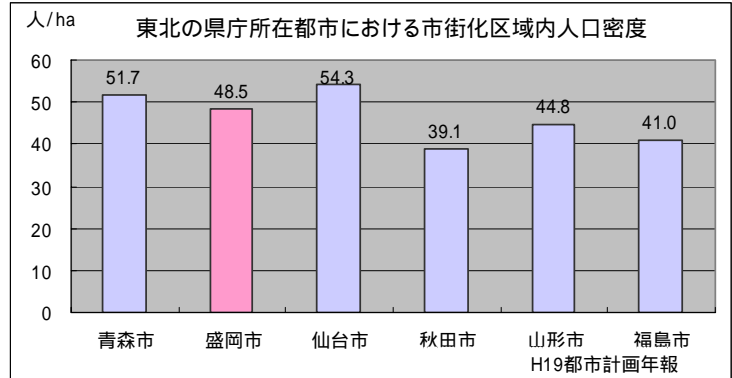
本市の森林の面積は 65,091ha で、市域の面積の 73.4% を占めており、国有林が 16,755ha、それ以外（私有林）が 48,336ha で、森林のうち私有林が 74.3% を占めています。

盛岡市林業振興計画（平成 19 年 3 月策定）によると、本市の私有林のうち 48.3% に当たる 23,326ha が人工林で、人工林のうち、間伐や保育の手入れが必要な林齢 45 年程度までの人工林が 56.1% を占めています。今後、適正な森林施業の実施を推進するとともに市産材の利用拡大を行うことにより、健全な森林資源を造成し、木材等生産機能や、水源かん養機能などの公益的機能の持続的な発揮を図ることが求められています。



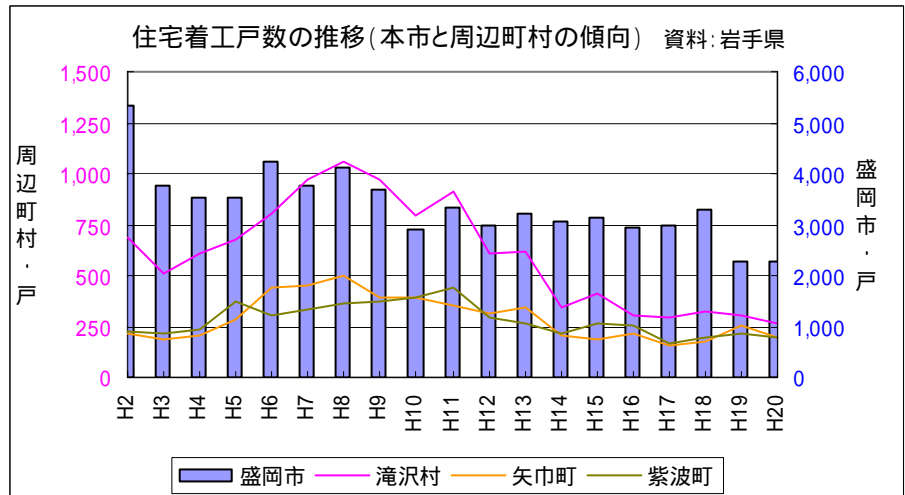
### (3)土地利用

本市の市街化区域の人口密度は、東北6県の県庁所在都市と比較しても高い方で、市街地は比較的コンパクトに形成されています。

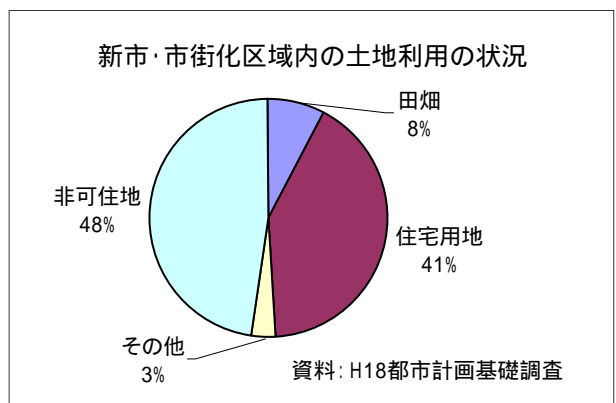


本市の新築住宅の着工件数は、周辺町村と比べ安定して推移してきましたが、平成19年度と平成20年度は大きな減少が見られ、今後の動向を注視するべき状況にあります。

周辺の町村では、それまでの活況が平成8年頃を境に増加傾向から減少傾向に転じ、近年は落ち着いた動きで推移しています。



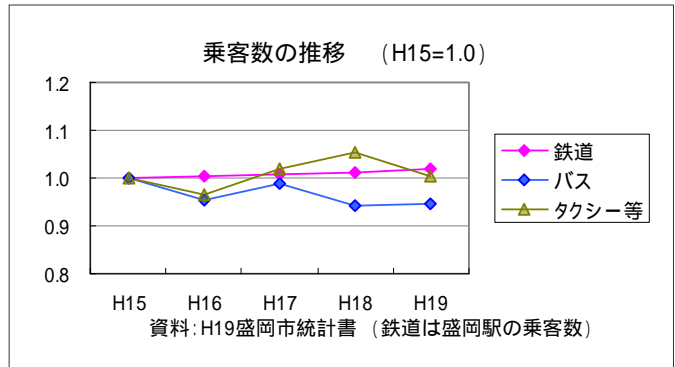
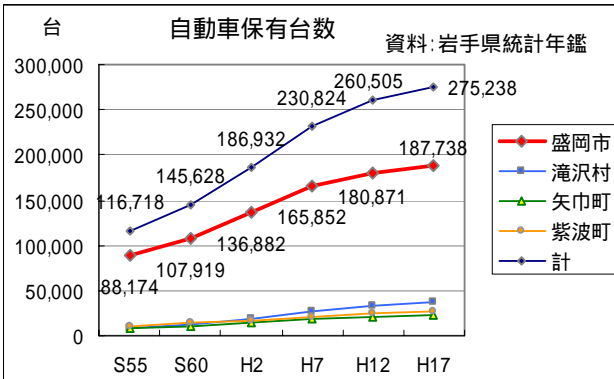
平成18年度都市計画基礎調査によると、市街化を図るべき市街化区域のうち、可住地(住宅用地や、それに転用できる可能性を持つ土地)の面積の割合は、住宅用地が41%、田畑が8%、その他が3%となっており、その合計は52%となっています。可住地のうち、田畑及びその他の土地の割合は約2割あり、今後住宅用地として利用される可能性が残されています。



(非可住地 = 低湿地等+水面 + 商業用地 + 工業用地 + 交通用地 + 公共用地 + 公共空地)

## (4)交通

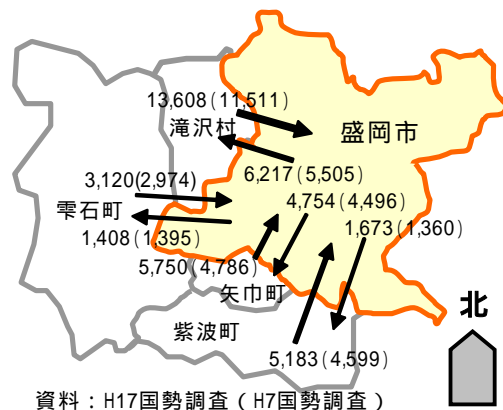
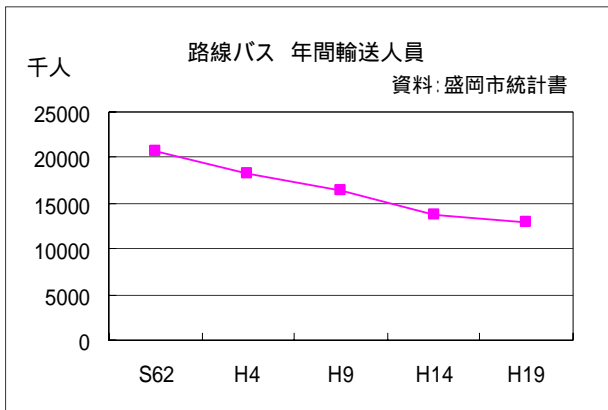
本市の自動車保有台数は、年々増加しており、平成17年には昭和55年と比較して約2.1倍となっていますが、近年その伸びが鈍化しています。



通勤時の利用交通手段割合は自動車が高まり、バスなどは減少してきました。

このことを受け、市では平成11年からオムニバスタウン事業等によりバス利用促進施策に取り組んでおり、バス利用者数は平成14年以降ほぼ横ばいで推移しています。

国勢調査によると、本市と周辺町村との間の通勤通学者数が増加しており、市街地拡大に伴って、本市と周辺町村間の通勤通学目的での結びつきが強くなっています。



## (5) 歴史と景観

本市は、岩手山や姫神山をはじめ、周辺の山々、市内を流れる北上川、中津川などの自然景観に恵まれ、城下町形成以降の歴史的文化的景観を基盤に培われた都市的景観と市街地周辺に広がる田園、丘陵や山地などが均衡のとれた景観を醸し出しているまちです。

こうした優れた自然環境と永い伝統に育まれた歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を保全し、かつ、創出することを目的に、昭和46年に河川や庭園、樹木、近郊の自然などを守るため、「盛岡市自然環境保全条例」を制定し、「樹木」や「庭園」などの保全制度の施策を実施してきました。さらに、昭和51年には、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」として改正し、「歴史的建造物」の指定制度も併せて、行政と市民や事業者との協議により様々な環境保全活動を展開する「盛岡方式」といわれる手法によって本市独自の自然的・歴史的景観の保全施策を確立させてきました。



城下町としての成り立ち(盛岡城下古図絵)

この保全施策を先駆けに、盛岡市市勢発展総合計画・後期実施計画（昭和55年度～昭和59年度）には「都市全体の美しさと調和という観点に立って、まち全体を美しくデザインし、イメージを高めるため、建築物に対する特別な配慮が望まれる」と景観対策を施策に位置付けました。

このようにして、昭和55年度から本格的に取り組み始めた景観政策は、昭和59年度には、盛岡らしい都市景観を守り、創り、育てるための景観形成の指針として、「都市景観形成ガイドライン」を策定し、さらには、平成4年の都南村との合併や平成18年の玉山村との合併を経ていく中で、都市景観形成ガイドラインの改定や「玉山区建築景観ガイドライン」を策定し、全市域において地域特性に配慮した良好で快適な景観形成を推進してきました。

全国的な景観への認識が高まるもとので、平成16年に景観法が制定されたことを契機に、本市では、平成21年3月に、「盛岡市景観計画」の策定及び「盛岡市景観条例」を制定し、本市の景観政策について更なる充実と向上を図っています。

盛岡城跡公園（岩手公園）や開運橋からの岩手山の眺望は、本市を代表する景観となっています。

また、盛岡らしい歴史的な景観や、城下町の趣を今に伝えるまちなみなどは、市民の努力で守られており、建物の保存や修景などの活動を通じて、その歴史的な価値が改めて見直されてきています。

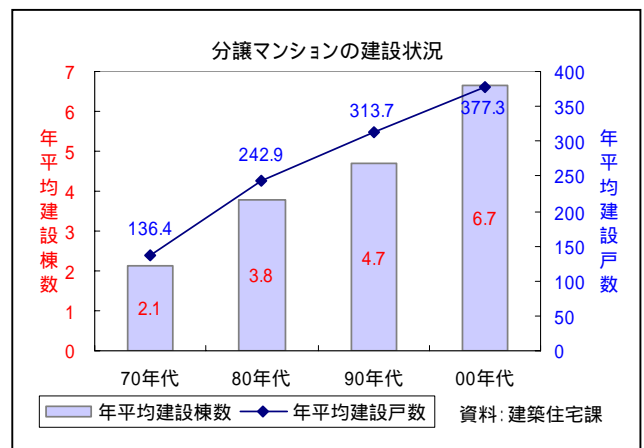
今後、市の景観計画と景観条例に基づいて、また市民の理解と協力のもと、良好な都市景観と岩手山の眺望の保全が求められます。

一方、中心市街地等においてマンションの建設が進んでおり、山並みの眺望やまちなみとの調和に加え、町内会等地域のコミュニティへの配慮も求められています。

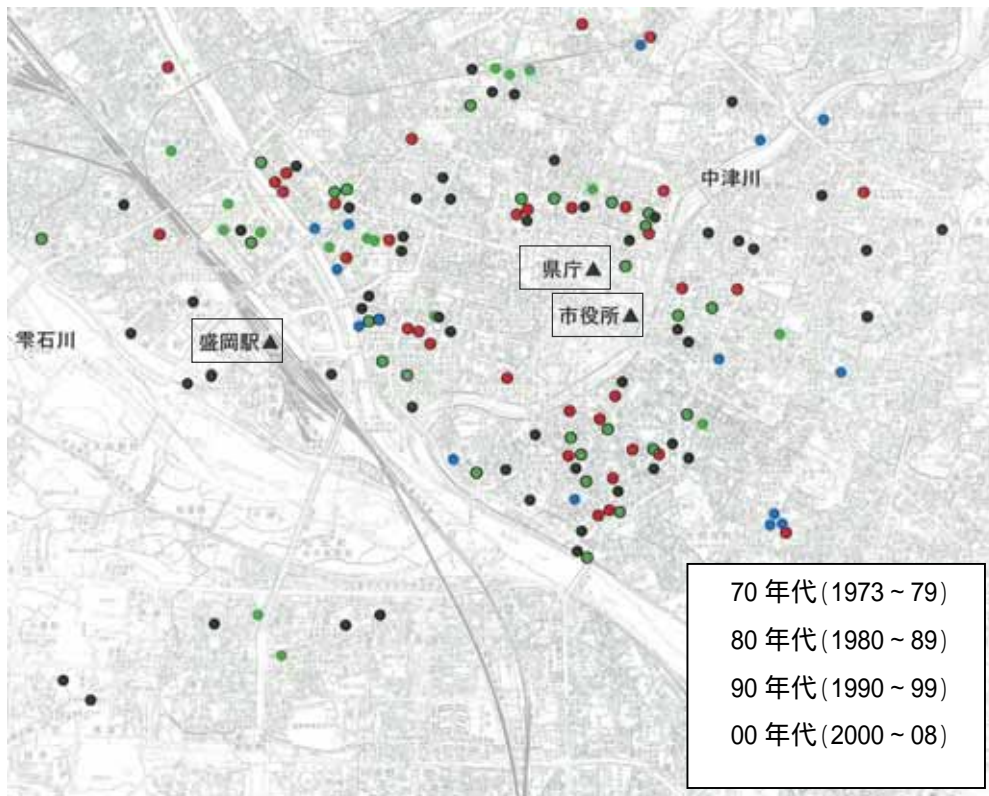
今後、盛岡市景観計画と盛岡市景観条例に基づき、また、市民の理解と協力のもとに、市街地、田園・丘陵、山地の良好な景観の形成を基本に、眺望景観、河川景観、歴史景観及び街路景観など、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることが、一層求められています。



開運橋たもからの岩手山の眺望(撮影 2004 年)



分譲マンションの立地分布図



資料: 建築住宅課



## (6) 都市施設

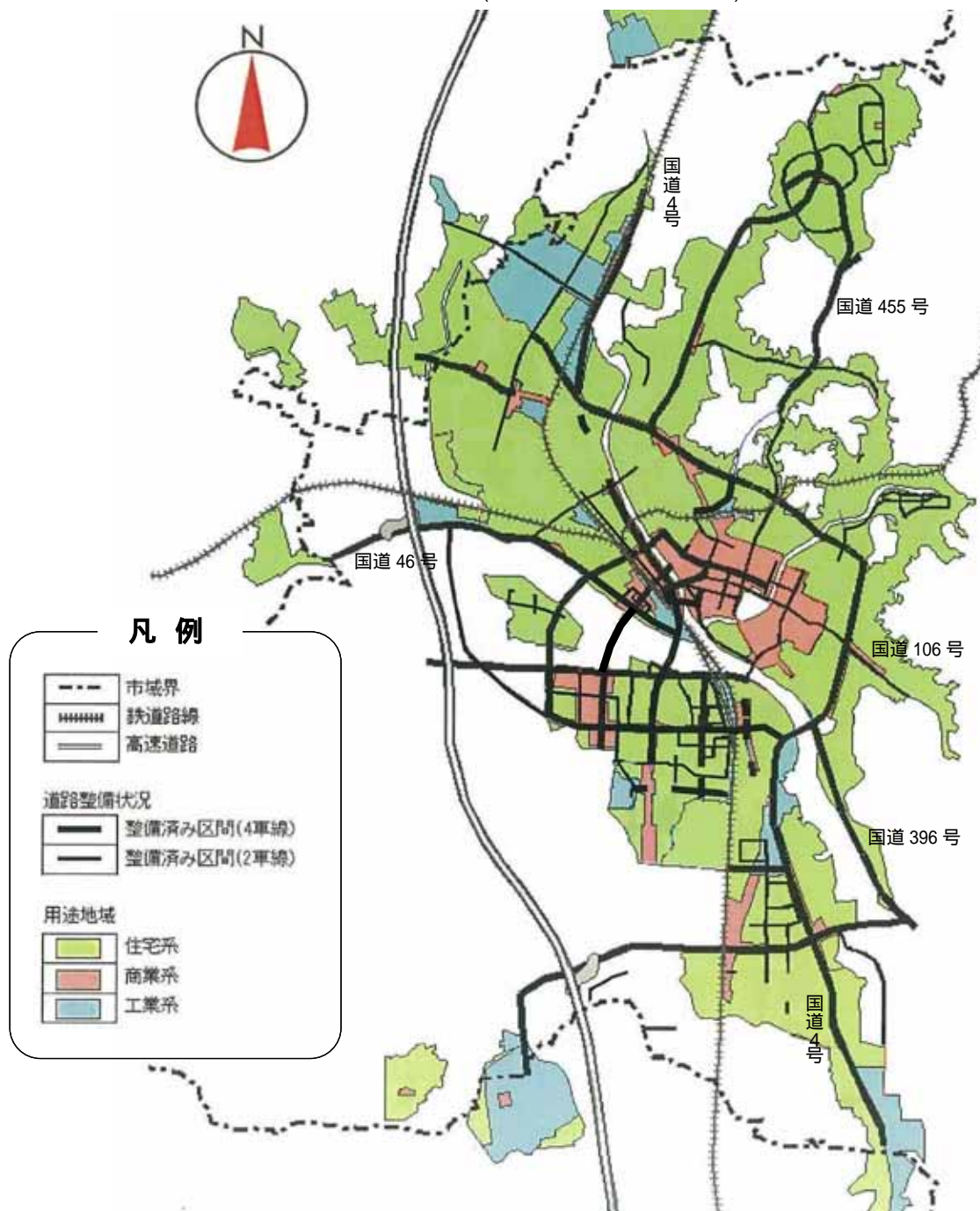
### 道路

本市における都市計画道路(幹線道路)の整備率は、平成20年度末において56.6%となっていますが、バスや自家用車などが通行する道路の整備状況は、いまだ円滑に交通を処理できるようなネットワークが形成されていません。

一方、本市における街路事業費は減少しており、今後の交通施策を踏まえた効果的かつ効率的な整備が求められます。

また、昭和40年代において市街地が急拡大した地区等では、狭い生活道路が多く残っており、住環境の改善のための道路機能の確保が求められます。

道路整備状況図(平成20年度末現在)



## 公園等

公園は、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーションの場として、快適な都市環境を創出するための必要不可欠な施設であるとともに、災害時には避難場所としても利用されます。代表的な公園としては、盛岡城跡公園(岩手公園)や岩手県営総合運動公園、岩山南公園(盛岡市動物公園)、中央公園や盛岡南公園などがあり、身近にある公園としては、近隣公園や街区公園などがあります。

また、これらのほかに高松公園や岩山公園の風致公園などがあり、平成21年3月末現在、418カ所、258.28haが開設されています。

緑地は、都市の自然環境の保全並びに改善、都市環境の改善、災害の防止若しくは緊急時の避難路など市民生活にとって重要な場です。代表的な緑地としては内丸緑地、賜松園緑地、木伏緑地、つなぎ緑地などがあり、平成21年3月末現在、23カ所、14.83haが開設されています。

公園、緑地以外としては墓園があり、新庄墓園が開設されています。

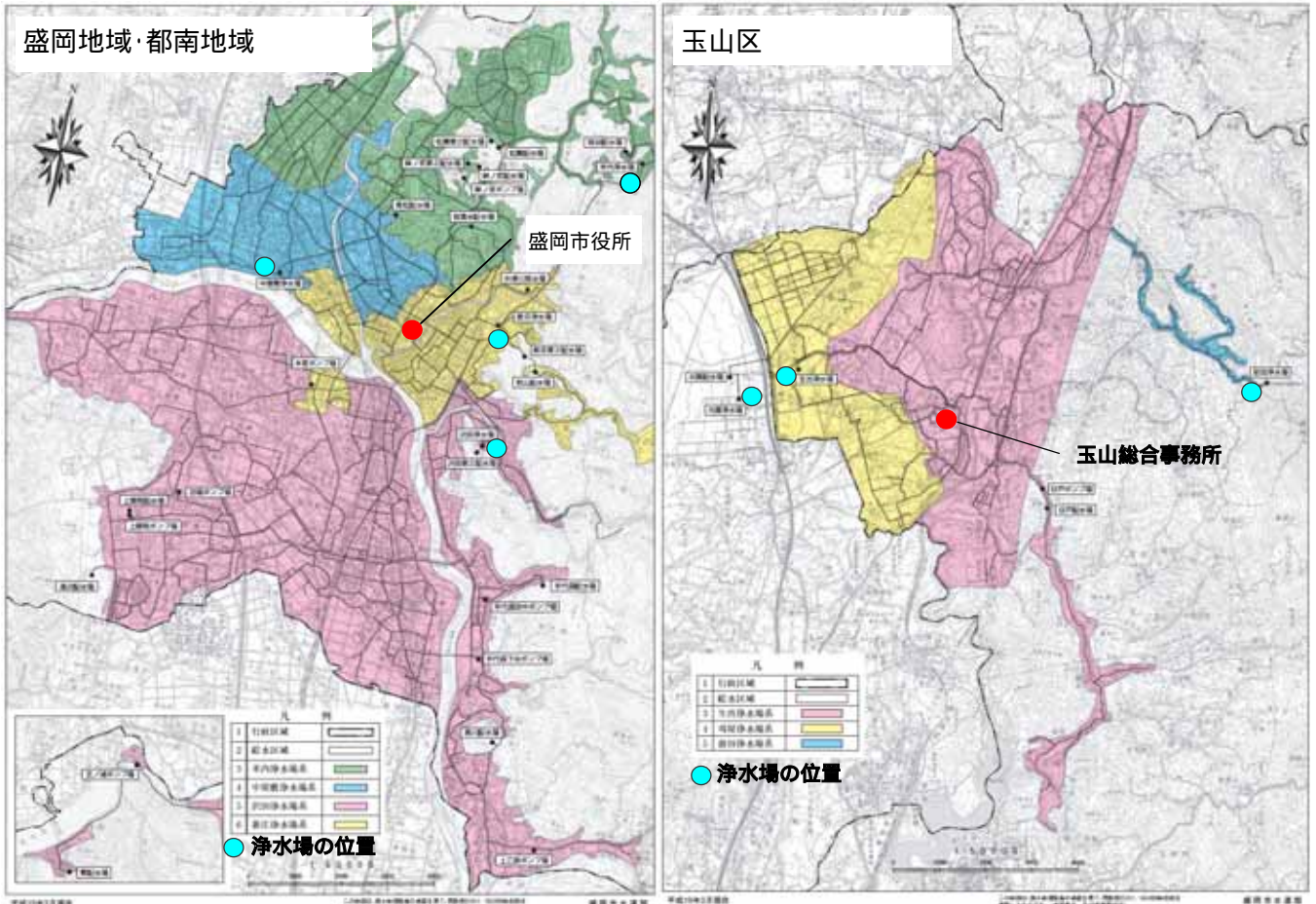
なお、都市計画区域内における市民1人当たりの公園等(公園、緑地、墓園)の開設面積(平成21年3月末現在)は10.6㎡となっており、これは県平均の12.6㎡を下回るものの、盛岡都市圏の平均である5.1㎡を上回る水準にあります。

また、中心市街地などでの公園等の不足、公園施設の老朽化や少子高齢化の進行によるニーズの変化への対応が求められています。

## 上水道

本市の上水道の浄水場は6箇所あり、沢田や新庄の浄水場は東部の丘陵地を、中屋敷浄水場は雫石川水系を水源にしており、玉山区では岩手山麓と東部の姫神山麓を水源地域にしています。本市の行政区域内人口に対する水道普及率は、平成19年度末において97.4%となっています。

### 上水道の位置と給水の範囲



資料：盛岡市水道事業概要・水道施設現況図(平成19年3月現在)をもとに作成

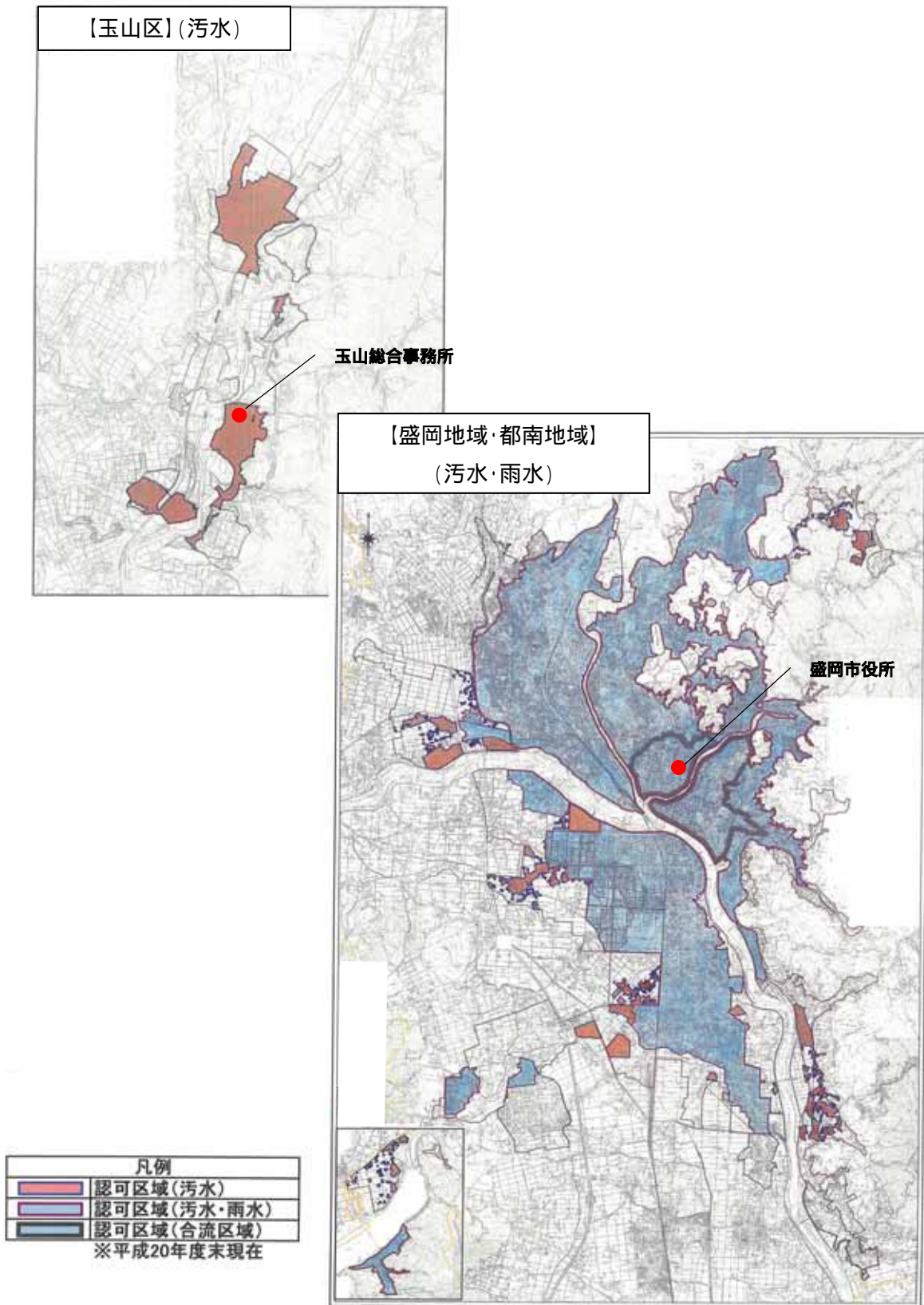
## 下水道

本市の下水道(汚水)の行政区域内人口に対する普及率は、平成20年度末において85.7%となり整備が進んできましたが、市街化区域内にも未整備地区が残っています。

なお、市街化区域以外の地域においては、農業集落排水や合併浄化槽の設置により生活排水を処理している地区もあります。

また、下水道(雨水)の下水道事業認可区域面積に対する整備率は、平成20年度末において59.0%となっています。このほか、中心市街地においては合流式下水道の改善を行い、河川などの公共用水域の水質保全を図っています。

## 公共下水道事業の認可区域図



認可区域とは、公共下水道を設置することを国や県から法律的に認められた区域です。

## (7) 土地区画整理

本市の土地区画整理事業は、昭和22年に盛岡駅前で戦災復興を目的として行われたのが始まりで、平成20年度末で24地区約485haの整備が完了し、公共施行の太田地区や都南中央第三地区など5地区、都市再生機構施行の盛岡南新都市地区、組合施行の4地区で、約684haの整備を進めています。

土地区画整理事業は都市基盤整備手法として代表的なものであり、機能的で魅力ある都市の創造を図ることができますが、事業の完了までに長期間を要することから、その間の社会経済情勢の変化の影響も大きく、特に近年では事業費の確保が課題となっています。

また、事業による公共施設整備と併せて、より住みよい地域となるように、住民が主体となったまちづくりへの取り組みが望まれます。

なお、計画されながらも事業の実施のめどがたない地区においては、計画の見直しを図るとともに、土地区画整理によらないまちづくりの検討が必要になっています。



## (8) 環境

盛岡地域・都南地域に生息する動植物は、平成14年度から平成17年度まで実施した「盛岡市自然環境調査」によると、植物は1,394種、動物や昆虫は5,865種が記録されています。その中には、絶滅の恐れのある動植物を抽出している「レッドデータブック」に、「絶滅の危機に瀕している種」として掲載されているイヌワシ（国の天然記念物）など、多くの貴重な動植物が含まれています。また玉山区では、平成18年度から「玉山区自然環境調査」を実施しており、初年度の文献調査によると、植物は1,147種、動物や昆虫は3,315種があり、引き続き詳細な調査を実施することとしています。

このように本市においては、東部や西部の山間地域を含め、多種多様な動植物が生息・生育し、豊かな自然環境が残されている状況にあります。なお、本市には県立の自然公園地域と自然環境保全地域、環境緑地保全地域が指定されており、豊かで美しい環境の保全が図られています。



平成19年度の環境測定結果によると、河川の水質は一部の項目が環境基準値を超えている場所がありましたが概ね基準値を下回っています。大気の状態は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の濃度は基準値を下回っています。また、ダイオキシン類については大気、河川、地下水、土壌とも基準値を下回っています。一方、光化学オキシダントについては、長期的評価では環境基準を下回っていますが、短期的評価では基準値を超える時間が見られます。また、ベンゼンについては、平成19年度に調査された全ての地点で基準値を下回っています。

なお、地球環境の保全のためには、化石燃料からの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の積極的な削減が求められます。

## 2) まちづくりの課題

本章の1 - 1)本市の現状においては、計画の策定後における人口や産業の状況に変化も見られ、様々な課題があることがわかりました。これらを踏まえて今後のまちづくりを検討する必要があります。

### (1) 人口

本市の人口は横ばいから減少の傾向に転じています。周辺町村の人口の増加は緩やかながらも続いており、また本市から周辺町村への転出超過が続いています。

【横ばい 減少へ】

本市では少子高齢化が進行しており、特に郊外の大規模住宅団地ではその傾向が顕著に現われています。

課題：定住を支える都市環境を整備する

### (2) 産業

従業者数については、全産業における第3次産業の従業者の割合が増加し、本市の産業構成のサービス化がさらに進んでいます。

商業においては、商品販売額がやや減少しており、商店数や中心市街地における販売額のシェアも減少しています。

工業においては、製造品出荷額、事業所数とも増加から減少に転じています。

【増加 減少へ】

農業においては、農地、農家数とも減少しています。

林業においては、間伐など適切な管理が必要な森林が増加しています。

課題：産業振興により都市の活力を維持する

課題：農地や森林を適切に維持する

### (3) 土地利用

本市の住宅着工戸数は減少傾向が見られるものの、近年は横ばいで推移しています。

【減少から横ばいへ】

市街化区域には、住宅地への転用可能な可住地が11%残されています。

課題：効率的な土地利用を推進する

#### (4) 交通

広域的な交通に対応する道路ネットワークの形成や、市街地における公共交通や自転車、徒歩の移動利便性向上など、本市の都市機能を支える交通網の形成が求められます。

通勤目的の交通手段は自動車利用の割合が高く、公共交通への転換を推進するため、これまでのバス中心の取組みから鉄道も含めた利用促進が求められます。

課題：都市機能を支える交通網の形成を推進する

課題：自家用車から公共交通や自転車への転換を推進する

#### (5) 歴史と景観

史跡などの文化財や歴史的建造物などの周辺、寺院群や町家など、城下町としての情緒を今に伝える地域においては、歴史的な雰囲気やまちなみと調和した景観の形成が求められます。

河川は、都市を流れる貴重な自然であり、開放感や季節感などまちに潤いとやすらぎを与えてくれます。また盛岡城跡公園（岩手公園）や開運橋からの岩手山の眺望など、山並みの眺望は本市の地域特性となっています。このことから、地域特性である河川などの自然や山並みの眺望を活かした景観の形成が求められます。

課題：歴史や文化などと調和した景観を形成する

課題：河川などの自然や山並みの眺望を景観の形成に活かす

#### (6) 都市施設

自家用車の利用の抑制と公共交通や自転車への転換、また歩いて楽しいまちづくりへの取組みが進む一方で、生活道路については昭和40年代に市街地が拡大した区域を中心に狭あいな道路が多く残っています。

公園等については、都市計画区域全体として市民1人当たりの開設面積がまだ低い水準にあるほか、中心市街地などでの不足、公園施設の老朽化や少子高齢化の進行によるニーズの変化への対応などが必要です。

下水道（汚水）については、平成20年度末の普及率が85.7%となっていますが、市街化区域内にも整備すべき地区が残っています。

上水道については、東部の丘陵や姫神山麓、岩手山麓を水源地域としており、安全安心な水道水の確保のため、今後とも水源地付近の環境を保全する必要があります。

課題：狭あいな生活道路の改善を図る

課題：公園等の整備や維持管理を推進する

課題：下水道整備事業を推進する

課題：水源地域の環境を保全する



(7) 土地区画整理

施行中の地区における事業の早期完了をめざし、その促進が求められます。事業による都市基盤整備と併せて、地区の住民が主体となり、より住みよい環境をめざしたまちづくりが望まれます。

事業の実施が見込めない地区においては、計画を見直すとともに、地区計画制度など土地区画整理によらないまちづくりについて検討することが必要になっています。

課題：土地区画整理事業の促進を図る

課題：住民主体で良好な住環境の形成を図る

課題：実施が見込めない地区では、計画の見直しと、土地区画整理によらないまちづくりを検討する

(8) 環境

河川の水質や大気はおおむね環境基準値を満たしていますが、良好な生活環境を維持するため、今後とも環境汚染物質などに関する監視を継続する必要があります。二酸化炭素の排出量の削減を図るためには、コンパクトな都市の形成や効率的な交通などの対策が必要です。

課題：良好な自然環境・生活環境を保全する

課題：地球環境保全に向けた対策を促進する

## 2. 市民意見にみる、まちづくりの課題

地域のまちづくりに関して、平成13年度から平成18年度までワークショップを開催し、参加者の意見等をもとに、地域別構想の策定や充実を行ないました。

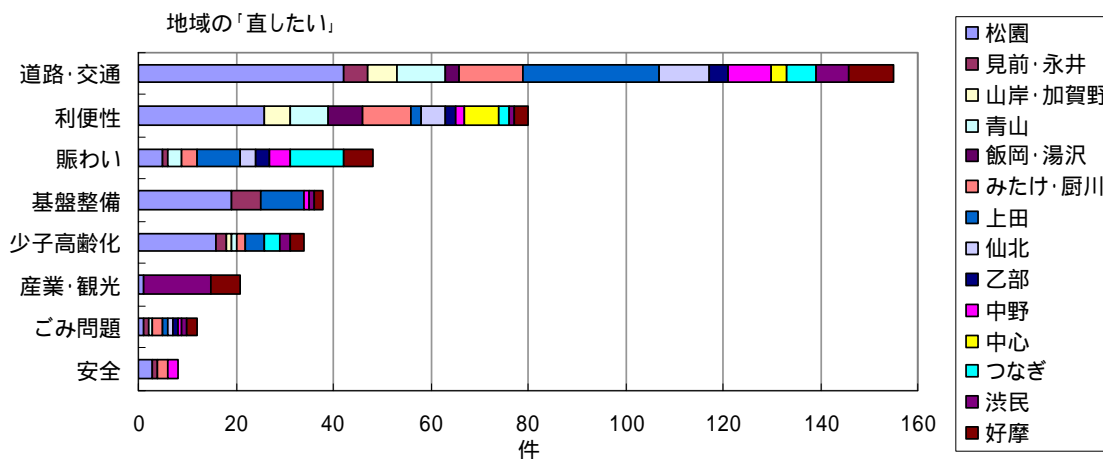
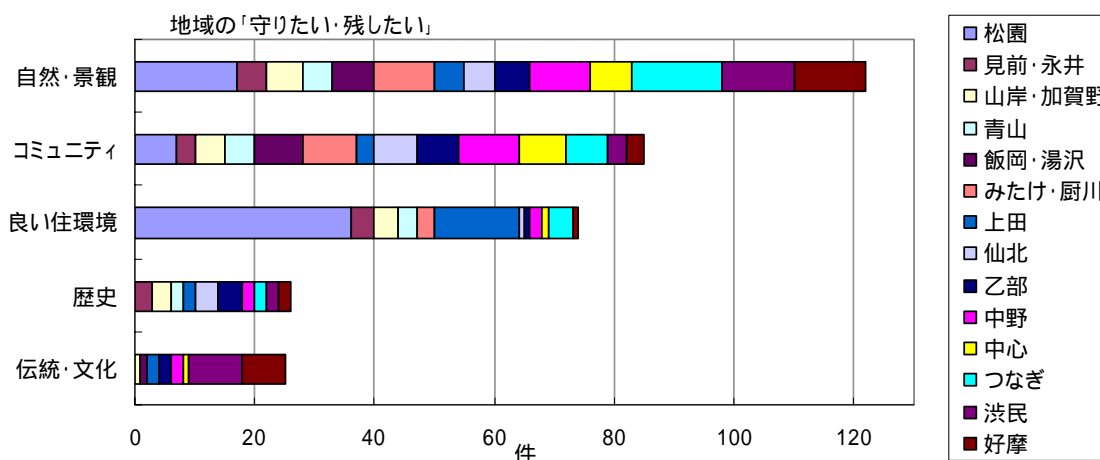
ここでは、計画の見直しを機に、地域のまちづくりに関する約700件の意見を再整理して、その傾向から全市的に取り組むべき課題の確認を行います。

### 1) 市民の意見

ワークショップの開催状況

	開催地域	開催数	延べ参加者数
平成13年度	松園地域，見前・永井地域	4	113名
平成14年度	青山地域，山岸・加賀野地域，飯岡・湯沢地域	10	230名
平成15年度	上田地域，乙部地域，みたけ・厨川地域，仙北地域	12	293名
平成16年度	中野地域，中心地域（河南地区・河北地区）	9	393名
平成17年度	中心地域（中心地区），つなぎ地域	5	152名
平成18年度	渋民地域，好摩地域	6	256名
	合 計	46	1,437名

ワークショップでの意見を、「守りたい・残したい」，「直したい」に大別し，さらに傾向別に分類しました。



## 2)まちづくりの課題

市民意見における「守りたい・残したい」もの、「直したい」ものについて、主なものを以下にまとめました。

地域の「守りたい・残したい」

- ・自然や景観に関して、どの地域も「守りたい・残したい」とする意見が多くあります。
- ・地域の良好なコミュニティや住環境を守りたいとする意見も多くありました。

(主な意見)

(自然環境や景観について)

- ・北上川と岩手山，姫神山の眺めが良い
- ・田園の風景，垣根，屋根，林の景観が良い

(コミュニティについて)

- ・町内会活動が盛んで住みやすい
- ・地域の団結力があり，人間関係が良い

(住環境について)

- ・静かな住環境で小さな子どもが安心して遊べる
- ・日常生活に必要な施設がそろっている

このほか，歴史的な雰囲気を感じられること，伝統が活着ていることなどを評価する意見がありました。

これらの意見から，全市的に取り組むべきまちづくりの課題を，以下に集約します。

課題：自然環境や景観，山並みの眺望を守りたい

課題：良好なコミュニティを維持したい

課題：良好な住環境を守りたい

地域の「直したい」

- ・道路や交通に関して，どの地域も「直したい」とする意見が多くあります。
- ・地域の利便性や賑わいに関しても同様の傾向にあります。

(主な意見)

(道路や交通について)

- ・通勤時の交通渋滞
- ・生活道路が狭く，通学路が危険

(利便性について)

- ・福祉，医療，コミュニティ施設が不足している
- ・商店が減り，日常の買い物が不便になった

(賑わいについて)

- ・商店街がさびれてきた
- ・小さなお店が減っている

(都市基盤整備について)

- ・道路や下水道などの整備が不足している

(少子高齢化について)

- ・高齢化が進み，コミュニティの維持に不安

このほか，定住と就労について，ごみの分別回収の徹底，水による被害及び安全な護岸整備を求める意見などがありました。

これらの意見から，全市的に取り組むべきまちづくりの課題を，以下に集約します。

課題：道路や交通の環境を改善したい

課題：公益施設など地域の利便性を維持したい

課題：地域の賑わいを維持したい

課題：道路・下水道などの整備を進めるべき

課題：高齢化が進む中，コミュニティを維持したい

これらは，これまでも都市計画マスタープランにおけるまちづくりの課題となってきましたが，引き続き取り組むべき課題であることが確認できました。

### 3. 社会状況の変化と課題

現代の都市は、世界的な経済情勢の急激な変化や地球温暖化への対策、またスリムで効率的な行財政の運営など、社会全体で対応しなければならない様々な課題を抱えています。

そのような中、本市のまちづくりに関わりの強い課題について、近年の状況の変化を以下のとおり整理します。

#### 1) 社会的な課題と変化

##### (1) 分権型社会

- ・社会の急速な変化に伴い、個性豊かな地域社会の形成や少子高齢社会に的確に対応できる仕組み作りに対する要請が高まってきました。
- ・これらの要請にこたえるため、法律の改正などにより、地方への権限の移譲が行われています。
- ・今後も、このような地方分権が進むものと考えられますが、今後のまちづくりにおいては、地方分権により市民に最も身近な市町村がその主体的な役割を担うとともに、市民との協働によるまちづくりが必要とされています。

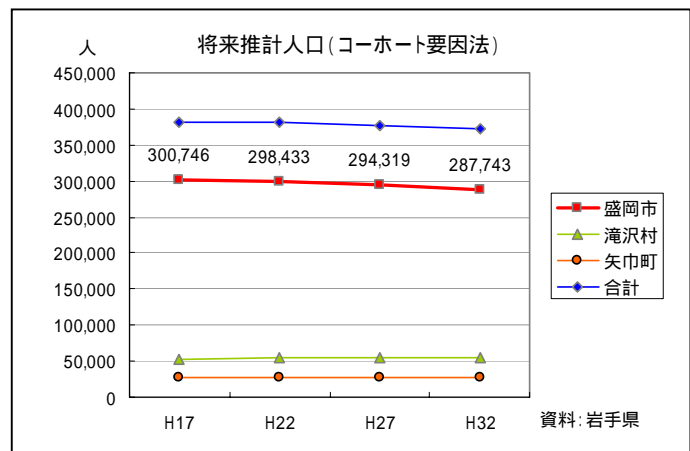
##### 地方分権改革の理念

###### 地方分権改革推進法 第2条

国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行なわれるものとする。

##### (2) 少子高齢・人口減少社会

- ・高度経済成長期の日本の社会は、人口や機能が都市に集中する都市化社会でした。
- ・その後は人口集中の動きが収まり、人口のほとんどが都市に住み、都市が安定成長する都市型社会となりました。
- ・今後の社会においては、広く人口減少と少子高齢化が進むことが推測されており、都市の活力も低下することが懸念されています。



### (3) 情報化社会

- ・日本におけるインターネットの利用者は急速に増加し，平成19年末においては，人口の約70%に普及したとされています。また携帯電話でインターネットに接続できるサービスや高速化なども進み，情報化社会がより進展しています。
- ・さらに，教育や娯楽，商品の購入など，在宅のまま多様な分野におけるサービスを受けられるなど，地域における生活環境や消費行動に変化をもたらす可能性があります。一方で，直接対面して交流することの大切さも見直されてもいます。

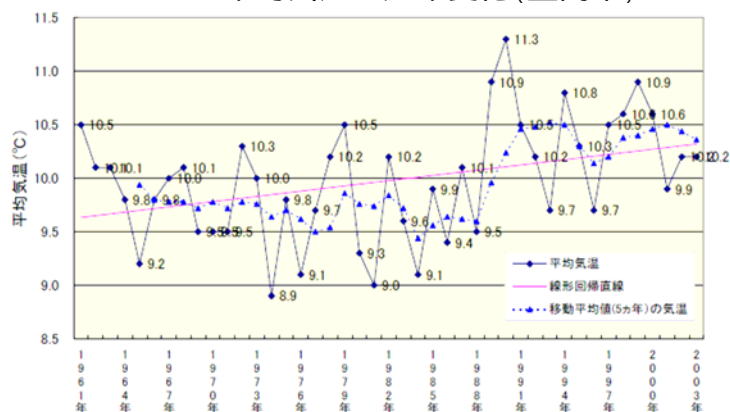
インターネットの普及状況



### (4) 環境重視社会

- ・私たちの日常の生活で排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などによって，様々な環境の変化が起こってきているとされています。
- ・例として，平均気温は徐々に上昇してきており，生態系や農林水産業，食料や健康などに様々な影響が生じると予測されています。
- ・近年，このような環境の変化に対する市民の関心が高まり，地球環境についての対策がさらに求められるようになってきました。
- ・この環境の変化は，本市における自動車利用に対する考え方や土地の利用のあり方などまちづくりにも関連する社会的な課題です。

平均気温の経年変化(盛岡市)



## 2) 今後のまちづくりにおける社会的な課題

本章の3 - 1) 社会的な課題と変化を踏まえ、今後のまちづくりにおいて対応が求められる社会的な課題を整理すると以下ようになります。

### (1) 盛岡の魅力と個性, 市民との協働を大切にしまちづくり

全国的に進みつつある少子高齢化と人口減少に対し、地域の賑わいや活力を維持するために定住人口の維持や交流人口の増加など、都市間や地域間での競争が加速することが考えられます。

このような中、豊かな自然と美しい景観、長い歴史や文化など本市の魅力と個性をまちづくりに活かし、求心力のある住みよいまちづくりへの対応が求められます。

また都市計画法の改正により、都市計画決定の主体が市民に身近な市町村となっており、より市民の意見を反映しやすくなっています。

さらに地方分権改革が進む中で、市民と行政が協働しながらまちづくりを行う必要性が高まっており、多様な分野において市民参加を積極的に進め、地域の特徴を活かした住みよいまちをつくっていく必要があります。

### (2) 誰にもやさしいまちづくり

まちづくりにおいては、誰もがその快適性や利便性を享受できることが大切です。

少子高齢社会の進展に対応し、誰もが利用しやすいひとにやさしいまちづくりが求められています。

### (3) 地域の賑わいや人々の交流を支えるまちづくり

地域の賑わいや人々の交流を支えるため、今後とも地域の産業振興を図ることが求められます。また、地域の住環境については、公益施設などの利便性やコミュニティの維持、道路や交通に関する改善などを進める必要があります。

さらに、情報化が進展し生活の利便性が向上する中であっても、お互いの顔が見える対面型の交流によるまちづくりが求められています。

### (4) 環境にやさしいまちづくり

生活の利便性や快適性が向上する反面、地球温暖化や酸性雨等の対策は地球規模の問題となっています。

自然環境、生活環境、かけがえのない地球環境の保全を図るため、環境汚染物質の監視や二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量削減などの対策が行われていますが、それらの対策は広域的な対応とともに、日常の生活を通じた小さな努力の積み重ねが大切です。

本市のまちづくりにおいても、環境への負荷が小さく、また限りある資源を大切にしたい持続可能な都市の形成が求められます。